

徳島県入札・契約情報公表要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1～2条 略</p> <p>(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)</p> <p>第3条 1～6 略</p> <p>7 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに、<u>契約締結日から原則14日後</u>に、次に掲げる資料を公表するものとする。</p> <p>(1) 工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料</p> <p>(2) 7(1)に付随する資料</p> <p>8 契約担当者は、第5項の工事について契約金額の変更を伴う契約変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第二号から第四号までに掲げる事項及び変更の理由を契約結果表により当該事項を公表するものとする。</p> <p>9 第4、5、7、8項の規定により公表した事項については、当該年度の翌年度末（3月31日）まで公表するものとする。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成13年8月1日から施行する。 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。 この要綱は、平成15年7月23日から施行する。 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。 この要綱は、平成21年3月10日から施行する。 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和6年5月1日から施行する。</u></p>	<p>第1～2条 略</p> <p>(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)</p> <p>第3条 1～6 略</p> <p>7 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに、<u>契約締結日の1ヶ月</u>後に、次に掲げる資料を公表するものとする。</p> <p>(1) 工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料</p> <p>(2) 7(1)に付随する資料</p> <p>8 契約担当者は、第5項の工事について契約金額の変更を伴う契約変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第二号から第四号までに掲げる事項及び変更の理由を契約結果表により当該事項を公表するものとする。</p> <p>9 第4、5、7、8項の規定により公表した事項については、当該年度の翌年度末（3月31日）まで公表するものとする。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成13年8月1日から施行する。 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。 この要綱は、平成15年7月23日から施行する。 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。 この要綱は、平成21年3月10日から施行する。 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。</p>